

## 幸区災害対策協議会要援護者支援部会設置要綱

### (目 的)

第1条 幸区災害対策協議会設置要綱第5条に基づき、幸区における大規模災害時の要援護者の支援について必要な対策を図るため、幸区災害対策協議会要援護者支援部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 災害時要援護者の避難施設（二次避難所）設置運営に関する協議、検討及び情報共有に関すること。
- (2) 災害時要援護者の避難施設（二次避難所）設置運営訓練に関すること。
- (3) 災害時要援護者の避難支援に関すること。
- (4) その他必要な事項

### (構成等)

第3条 部会は、幸区内の福祉施設、協力団体及び行政で構成する。

- 2 部会長は、幸福祉事務所長をもって充てる。
- 3 副部会長は、互選により決定する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

### (運 営)

第4条 部会は、必要に応じて部会長が召集する。

- 2 部会長は、必要に応じて部会に関係者又は関係職員を出席させることができる。

### (分 会)

第5条 部会には、必要に応じて分会を置くことができる。

### (事務局)

第6条 部会の事務局は、幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課及び児童家庭課に置く。

### (委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 幸区福祉避難所ネットワーク協議会設置要綱(24川幸保福第707号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。